

令和 8 年度



指宿市職員採用試験案内

指宿市 人事秘書課 人事係

市民と共に 指宿の未来を描き

(市民感覚)

(経営感覚と先見性)

情熱を持って挑戦する

(チャレンジ精神)

職員を募集します！！

1 試験を行う職種、採用人員、受験資格等

職種	採用人員	学歴等区分	受験資格
一般事務	若干名	高卒以上	昭和62年4月2日(39歳)以降に生まれた人で、高校卒以上の学歴を有する人(令和9年3月卒業見込みを含む)
管理栄養士	若干名	短卒以上	平成9年4月2日(29歳)以降に生まれた人で、管理栄養士の資格を有する人(令和9年3月末取得見込みを含む)
社会福祉士	若干名	短卒以上	平成9年4月2日(29歳)以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人(令和9年3月末取得見込みを含む)
		社会人	昭和62年4月2日(39歳)以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有し保健医療福祉分野の職務経験がある人
畜産技師	若干名	高卒以上	平成9年4月2日(29歳)以降に生まれた人で、畜産技術の専門課程を修了した人(令和9年3月卒業見込みを含む)
		社会人	昭和62年4月2日(39歳)以降に生まれた人で、畜産に関する経営、普及指導、生産振興、試験研究等の職務経験が、直近5年のうち1年以上ある人
土木技師	若干名	高卒以上	平成9年4月2日(29歳)以降に生まれた人で、土木技術の専門課程を修了した人(令和9年3月卒業見込みを含む)
		社会人	昭和62年4月2日(39歳)以降に生まれた人で、建設業における職務経験がある人

※ 受験申込みは、1職種区分に限ります(他の職種区分との重複不可)。なお、受験申込書の受理後における職種区分の変更は認めません。

※ 最終合格決定後、職務経験確認のため職歴証明書等の提出をしていただきます。なお、受験資格に該当しないことが判明した場合は合格を取り消します。

※ 令和８年度第１回の採用試験を受験した人は、同じ職種区分で重複して申し込むことはできません。

２ 採用予定日

令和９年４月１日

３ 居住要件

採用と同時に本市に居住できる者

４ 欠格事項

受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 指宿市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

５ 試験の種目及び方法

試験は、第１次試験及び第２次試験とします。

ただし、管理栄養士及び社会福祉士は第１次試験を免除とし、第２次試験において、面接試験及び職場適応性検査を行います。

また、土木技師の資格取得者（施工管理技士（１級又は２級）、施工管理技士補（１級又は２級）、技術士、技術士補（技術士第一次試験に合格した者又は指定された教育課程を修了した者を含む）、RCCMのうちいずれか）についても、第１次試験を免除とし、第２次試験において、面接試験及び職場適応性検査を行います。

試験区分	試験種目	方 法
第１次試験	①適性検査	職務遂行に必要な適性等について検査を行います。
	②教養試験	公務員として必要な一般的知識について筆記試験を行います。
	③職務適応性検査	公的職務への適応性等について検査を行います。
	④作文試験	与えられたテーマについて文章による表現力、課題に対する理解力、考え方、その他の能力について記述式による筆記試験を行います。
第２次試験	⑤面接試験	主として人物について面接等を行います。（２回実施）

6 試験期日及び会場

試験区分	期 日 (日程)	試験会場
第1次試験	令和8年9月20日(日) 午前8時30分～午後0時50分(予定)	指宿市役所指宿庁舎
第2次試験	令和8年10月31日(土)(予定)	指宿市役所指宿庁舎

7 合格者発表

区 分	時 期	発表の方法等
第1次試験 合格者発表	令和8年10月上旬	合格者に文書で通知するとともに、指宿市のホームページ上にも合格者の受験番号を掲載します。 また、合格者の受験番号を、指宿市役所掲示板に公告します。
第2次試験 合格者発表	令和8年11月中旬	

※ 試験結果の合否以外の試験結果内容（各試験学歴区分での成績順位）について、指宿市役所人事秘書課人事係で確認できます。

希望される受験生は、受験票又は本人であることを証明できる書類（免許証等）を持参し、人事係までお越しください。

※ 電話・郵送等での試験結果内容の確認はできません。

8 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に高得点順に登録し、現員に欠員があった場合等に必要に応じて採用されることになります。

最終合格者は、直ちに採用されるものとは限らず、その有効期間は採用候補者名簿に登録した日から起算して、1年間となっています。

なお、最終合格後、受験資格に該当しないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。

9 申込方法及び受付期間

申込方法	・市ホームページの採用試験申込フォームより申し込んでください。 ・申込時には写真データも必要となります。データは、申し込み1か月以内に上半身脱帽正面向きで撮影し、本人確認ができるJPG形式のものを添付してください。 ・<u>受験票は試験当日に渡します。</u> ・管理栄養士、社会福祉士及び土木技師の申込者で、資格を有する人は資格を証明できる書面をデータで添付してください。 ・やむを得ない事情がある場合は、郵送での申し込みも受け付けます。その際は、下記までお問い合わせください。
受付期間	令和8年8月1日(土)から令和8年8月27日(木)まで

10 主な勤務条件（令和8年4月1日現在。人事給与制度等の改正により変わる場合があります。）

(1) 初任給の例

卒業区分	初任給
高校卒業区分	200,300円
短大卒業区分	216,500円
大学卒業区分	232,000円

※学校卒業後の経歴（職歴）に応じて、上記金額に一定の基準により加算されます。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日当たり7時間45分、1週当たり38時間45分です。週休日は週に2日です。

11 その他

- (1) 受験申込書中、虚偽の記載があった者は、受験申込みを取り消し、又はその合格を取り消すことがありますので注意してください。
- (2) 不測の事態（感染症の拡大等）や、自然災害等により試験を延期する場合は、市ホームページ等でお知らせしますので必ず確認してください。
- (3) 受験申込書等に記入された個人情報、本市採用試験に関わる事項のために使用するものですので、本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。
- (4) 第1次試験受験に際し、服装についてはクールビズ可とします。

【採用試験に関する問合せ先】

指宿市役所 人事秘書課 人事係

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地 TEL：0993-22-2111（内線2115）

ホームページアドレス <https://www.city.ibusuki.lg.jp/main>